



# 島根県報

平成26年10月21日（火）

第2,642号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定介護機関の指定辞退の届出 ( " ) 2

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要 (中 小 企 業 課) 2

**【公 告】**

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表 (雇 用 政 策 課) 3

**告 示****島根県告示第585号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

平成26年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
あま歯科クリニック	松江市宍道町佐々布208-35ショッピングスクエア アベル内	平成26年11月1日

**島根県告示第586号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の3第3号の規定により告示する。

平成26年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		辞退する事業	事業所		辞退年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ネリネ	松江市西津田二丁目16番24号	訪問介護	訪問介護ステーション一休庵	出雲市灘分町1064番地8	平成26年11月3日
株式会社ネリネ	松江市西津田二丁目16番24号	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション一休庵	出雲市灘分町1064番地8	平成26年11月3日

**島根県告示第587号**

平成26年島根県告示第352号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ディオ松江南店 島根県松江市上乃木九丁目3252-3外

## 2 意見の概要

ディオ松江南店は7月末より24時間の営業が行われています。ディオ松江南店の駐車場は上乃木九丁目の住宅地の中にあり、商品の購入車の車輦、納品の大型車輦が昼・夜中・夜明けを問わず騒音と排気ガスを発生させています。

また夜中には駐車場にて喧嘩が多発しパトカーの出動もある状況で住宅地としての風紀も乱れております。これらにより住宅地としての生活環境が著しく悪化し正常な生活が出来なくなっています。よって、夜間8時以降の営業は行わないよう求めます。

## 3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

---

**公 告**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成26年10月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成26年11月6日から問題解決までの間

場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

## 2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。